

第二号議案

県立学校等の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針について

県立学校等の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を別紙のとおり定める。

令和二年二月二十五日提出

大分県教育委員会教育長 工藤利明

提案理由

教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第七条第一項に規定する指針及び学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則（昭和三十二年大分県教育委員会規則第三号）第十条の二の第三項の規定に基づき、県立学校等の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を定めたいので提案する。

県立学校等の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針

令和2年 月 日
大分県教育委員会

1 趣旨

教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（昭和46年法律第77号。以下「給特法」という。）第7条第1項に規定する指針及び「学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則」（昭和32年大分県教育委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条の2の3第3項の規定に基づき、県立学校等の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を定める。

2 対象者

本方針は、県立学校等に勤務する教育職員（規則第10条の2の2第3項に規定する教育職員をいう。以下同じ。）を対象とする。

なお、本方針の対象とならない職員については、労働基準法（昭和22年法律第49号）に定める時間外労働の規制が適用される。

【県立学校等に勤務する教育職員】

校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭（充て指導主事を含む。）、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員

3 業務を行う時間の上限

(1) 本方針における「在校等時間」の考え方（規則第10条の2の3第1項）

「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」とし、勤務時間管理の対象とする。

具体的には、「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校（充て指導主事にあつては、在所。以下同じ。）している時間を基本とし、当該時間に、以下①を加え、②、③を除いた時間を在校等時間とする。

<基本とする時間>

○在校している時間

<加える時間>

①校外（充て指導主事にあつては、所外。以下同じ。）において職務として行う研修への参加や児童生徒の引率等の職務に従事している時間として外形的に把握する時間

<除く時間>

②勤務時間外における自己研鑽及び業務外の時間（※自己申告による）

③休憩時間

(2) 上限時間の原則（規則第10条の2の3第1項）

県立学校等の教育職員の在校等時間から所定の勤務時間（給特法第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を、以下に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- | | |
|----------------|---------|
| ① 1箇月の時間外在校等時間 | 45時間以内 |
| ② 1年間の時間外在校等時間 | 360時間以内 |

※ 時間外在校等時間とは、在校等時間の総時間から所定の勤務時間を減じた時間をいう。以下同じ。

(3) 特例的な扱い（規則第10条の2の3第2項）

上記(2)を原則としつつ、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合については、時間外在校等時間を以下に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- | | |
|---|---------|
| ① 1箇月の時間外在校等時間 | 100時間未満 |
| ② 1年間の時間外在校等時間 | 720時間以内 |
| ③ 連続する複数月（2箇月、3箇月、4箇月、5箇月及び6箇月）のそれぞれの期間について、1箇月の時間外在校等時間の平均 | 80時間以内 |
| ④ 1年のうち1箇月の時間外在校等時間が45時間を超える月数 | 6箇月以内 |

※ 「臨時的な特別の事情」とは、通常予見することができない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務をせざるを得ない場合とする。

具体的には、学校事故等が生じて対応を要する場合や、いじめやいわゆる学級崩壊等の指導上の重大事案が発生し生徒等に深刻な影響が生じている、又は生じるおそれのある場合などが想定される。

4 教育委員会及び学校の管理職の責務

(1) 教育職員が在校している時間は、ICTの活用やタイムカード等により客観的に計測する。校外で職務に従事している時間も、教育職員の報告等によりできる限り客観的に計測する。計測した時間は公務災害が生じた場合等に重要な記録となることから、公文書としてその管理及び保存を適切に行う。

(2) 休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法等の規定を遵守する。

(3) 教育職員の健康及び福祉を確保するため、以下の事項に留意する。

イ 時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員が希望する場合等には、医師による面接指導を実施すること。^{注1}

ロ 教育職員の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること。

ハ 年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得することを含め、その取得を促進すること。

ニ 心身の健康問題についての相談窓口を設置すること。

ホ 必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は教育職員に産業医等による保健指導を受けさせること。

注1. 「県立学校職員の長時間勤務者に対する健康管理対策実施要領」

3 (2) 面接指導等の実施

① 日常観察等により長時間勤務による疲労の蓄積があると思われる職員で面接指導の申し出のあった職員

② 時間外勤務者が1か月当たり80時間を超え、面接指導の申し出のあった職員

- (4) 本方針を踏まえた県立学校等における取組の実施状況を把握した上で、その状況を踏まえつつ、在校等時間の長時間化を防ぐための業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の取組を実施する。また、本方針で定める上限時間の範囲を超えた場合には、県立学校等における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行う。
- (5) 人事委員会と本方針について認識を共有し、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉を図るために講ずべき措置に関し、人事委員会の求めに応じて実施状況等について報告を行い、専門的な助言を求めるなど連携を図る。
- (6) 本方針の内容について、保護者及び地域住民その他の関係者の理解が得られるよう、それらの者に対して広く本方針の周知を図る。

5 留意事項

- (1) **上限時間について**
 - ・本方針は、上限時間まで業務を行うことを推奨する趣旨ではない。
 - ・本方針は、学校における働き方改革の総合的な方策の一環であり、他の長時間勤務の削減方策と併せて取り組まれるべきものである。決して、これらの削減方策を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみであってはならない。
- (2) **虚偽の記録等について**

在校等時間を上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際より短い虚偽の時間を記録に残す、又は残させることがあってはならない。
- (3) **持ち帰り業務について**

本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則である。上限時間を遵守するためだけに自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、本方針の趣旨に反するものであり、厳に避ける。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進める。

附則

この方針は、令和2年4月1日から適用する。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律の概要

趣 旨

公立の義務教育諸学校等における働き方改革を推進するため、教育職員について一年単位の変形労働時間制を条例により実施できるようにするとともに、文部科学大臣が教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を策定及び公表することとする。

概 要

- 我が国の教師の業務は長時間化しており、近年の実態は極めて深刻。
- 持続可能な学校教育の中で教育成果を維持し、向上させるためには、教師のこれまでの働き方を見直し、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにすることが急務。
- このため、学校における働き方改革を推進するための総合的な方策の一環として、以下の措置を講ずるよう、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(給特法)の一部を改正する。

1. 一年単位の変形労働時間制の適用(休日のまとめ取り等)【第5条関係】

- 夏休み等児童生徒の長期休業期間の教師の業務の時間は、学期中よりも短くなる傾向。
- 学期中の業務の縮減に加え、かつて行われていた夏休み中の休日のまとめ取りのように集中して休日を確保すること等が可能となるよう、公立学校の教師については、地方公共団体の判断により、一年単位の変形労働時間制の適用を可能とする(※)。

※改正の内容

- ・ 一年単位の変形労働時間制を規定した労働基準法第32条の4(地方公務員は地方公務員法第58条により適用除外)について、公立学校の教師に対して適用できるよう、地方公務員法第58条の読み替え規定を整備する。
- ・ その際、労働基準法において労使協定により定めることとされている事項(対象となる労働者の範囲、対象期間、労働日ごとの労働時間等)については、勤務条件条例主義を踏まえ、条例により定めることと読み替える。

2. 業務量の適切な管理等に関する指針の策定【第7条関係】

- 公立学校の教師が所定の勤務時間外に行う業務の多くが、超過勤務命令によらないものであること等を踏まえ、文部科学大臣は、公立学校の教師の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を定めるものとする。

施 行 期 日

1. 一年単位の変形労働時間制の適用(第5条関係)については令和3年4月1日
2. 業務量の適切な管理等に関する指針の策定(第7条関係)については令和2年4月1日

公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の サービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を 図るために講ずべき措置に関する指針【概要】

○趣旨

- ・教師の長時間勤務の実態は深刻であり、持続可能な学校教育の中で効果的な教育活動を行うためには、学校における働き方改革が急務。
- ・**公立学校の教師**については、時間外勤務命令は「超勤4項目」に限定されるものの、**校務として行われている業務については、時間外勤務を命じられて行うものでないとしても学校教育活動に関する業務であることに変わりはなく、こうした業務を行う時間も含めて時間を管理**することが学校における働き方改革を進める上で必要不可欠。
- ・このような状況を踏まえ、**給特法第7条に基づき、教師の業務量の適切な管理その他教師のサービスを監督する教育委員会が教師の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針**を定めるもの。

○対象の範囲

給特法第2条に規定する公立の義務教育諸学校等の**教育職員のサービスを監督する教育委員会**、及び同条に規定する**公立の義務教育諸学校等の教育職員全て**

※義務教育諸学校等：小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園
教育職員：校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、
助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員

※事務職員等については、「36協定」における時間外労働の規制が適用される。

○業務を行う時間の上限

「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、**教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「**在校等時間**」**とし、勤務時間管理の対象とする。

具体的には、「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含めて**教育職員が在校している時間を基本**とし、当該時間に、以下①、②を加え、③、④を除いた時間を**在校等時間**とする。

<基本とする時間>

- 在校している時間

<加える時間>

- ①校外において職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間
- ②各地方公共団体で定めるテレワークの時間

<除く時間>

- ③勤務時間外における自己研鑽及び業務外の時間（※自己申告による）
- ④休憩時間

○上限時間

①**1か月の時間外在校等時間について、45時間以内**

②**1年間の時間外在校等時間について、360時間以内**

※児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合は、

1か月の時間外在校等時間100時間未満、1年間の時間外在校等時間720時間以内

（連続する複数月の平均時間外在校等時間80時間以内、かつ、時間外在校等時間45時間超の月は年間6カ月まで）

○教育職員のサービスを監督する教育委員会が講ずべき措置

- (1) 本指針を参考にしながら、その所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針(「上限方針」)を教育委員会規則等において定める。
- (2) 教育職員が在校している時間は、ICTの活用やタイムカード等により客観的に計測。校外で職務に従事している時間も、できる限り客観的に計測。
計測した時間は公務災害が生じた場合等に重要な記録となることから、公文書としてその管理及び保存を適切に行う。
- (3) 休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法等の規定を遵守する。
- (4) 教育職員の健康及び福祉を確保するため、以下の事項に留意する。
 - －在校等時間が一定時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施すること。
 - －終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。 等
- (5) 上限方針を踏まえた所管に属する各学校における取組の実施状況を把握した上で、その状況を踏まえつつ、在校等時間の長時間化を防ぐための業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の取組を実施。上限方針で定める上限時間の範囲を超えた場合には、所管内の各学校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行う。 等

○留意事項

(1) 上限時間について

- ・本指針は上限時間まで業務を行うことを推奨する趣旨ではない。
- ・本指針は、学校における働き方改革の総合的な方策の一環であり、在校等時間の長時間化を防ぐ他の取組と併せて取り組まれるべきもの。決して、これらの取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみではない。

(2) 虚偽の記録等について

- ・在校等時間を上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際より短い虚偽の時間を記録に残す、又は残させることがあってはならない。

(3) 持ち帰り業務について

- ・本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則。上限時間を遵守するためだけに自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避ける。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進める。

(4) 都道府県等が講ずべき措置について

都道府県及び指定都市においては、サービス監督教育委員会が定める上限方針の実効性を高めるため、条例等の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(5) 文部科学省の取組について

文部科学省は、学校における働き方改革を進める上で前提となる学校の指導及び事務の体制の効果的な強化及び充実を図るための教育条件の整備を進める。また、各都道府県及び指定都市における条例等の制定状況や、各サービス監督教育委員会の取組の状況を把握し、公表する。 等

○附則

この指針は、令和2年4月1日から適用する。